



T・MACKS 税理士法人
代表社員 菅原 初義

コロナ禍での事業継続と税制措置の活用② ～欠損金の繰戻し還付とテレワーク設備投資税制～

はじめに

新型コロナウイルスの影響を受け、それに対応するために多額の費用が生じたり、これまで順調に業績を伸ばしてきた企業でも、最終的に赤字となってしまった企業も多く見受けられます。

この損失・赤字については、青色申告法人であれば翌期以降に繰越し、翌期以降の利益金額（所得金額）との相殺ができますが、翌期以降に繰越す代わりに前期に繰戻し、前期の所得金額と当期の欠損金額と相殺して、前期の納税額を還付してもらう制度があります。

また、新型コロナウイルスに対応するため、テレワーク等のための設備を導入した場合、一定の税額控除が受けられることになりました。

今回はこれらの制度を適用し、少しでも負担が軽減できるように、それぞれの適用要件等について説明します。

I 欠損金の繰戻し還付

1. 概要

欠損金の繰戻し還付とは、法人において欠損金（税務上の赤字金額）が生じた場合に、その欠損が生じた事業年度（欠損事業年度）開始日の前1年以内に開始したいずれかの事業年度（還付所得事業年度）にその欠損金を繰戻して法人税額の還付を請求できる制度です。

この制度は

- 青色欠損金
 - 災害損失欠損金
 - 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新型コロナウイルス税法」といいます。）の特例
- の3種類あります。

2. 青色欠損金の繰戻し還付

青色申告書を提出している法人が受けることができる欠

損金の繰戻し還付制度で、対象法人や適用要件は以下の通りです。

表1 青色欠損金の繰戻し還付

	A:原則	B:新型コロナウイルス税法*
対象法人	資本金の額が1億円以下等の中小企業者等(図1①)	大規模法人やその100%子会社等(図1④)以外の法人
適用要件	①還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について、連続して青色申告書を提出していること。 ②欠損事業年度の青色申告書を提出期限までに提出していること。 ③上記②の申告書と同時に、欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出すること。	

*令和2年2月1日から令和4年1月31日までの2年間に終了する各事業年度に生じた青色欠損金に限ります。

3. 災害損失欠損金の繰戻し還付

災害損失欠損金とは、震災、風水害等の自然災害や新型コロナウイルスの被害により、棚卸資産や固定資産等について、資産の滅失等により生じた損失の額、被害資産の原状回復のための費用等にかかる損失の額等（保険金、損害賠償金等により補填されるものを除く）が該当します。

この災害損失欠損金が生じた事業年度、又は中間期間（災害欠損事業年度）開始日の前1年（青色申告である場合には、前2年）以内に開始した、いずれかの事業年度（還付所得事業年度）の法人税額のうち、災害損失欠損金額に対応する部分の法人税の金額について、還付を請求することができます。

対象法人や適用要件は以下の通りです。

表2 災害損失欠損金の繰戻し還付

対象法人	災害損失欠損金を有する法人 中小企業者等や青色申告法人といった要件は無い場合、 資本金の額等が10億円を超える大規模法人や白色申告法人も対象。
適用要件	①還付所得事業年度から欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について、連続して確定申告書を提出していること。 ②欠損事業年度の青色申告書又は仮決算による中間申告書を提出していること。（期限後申告を含む。） ③上記②の申告書と同時に、欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出すること。

災害損失欠損金の事例（新型コロナウイルス被害を含む）

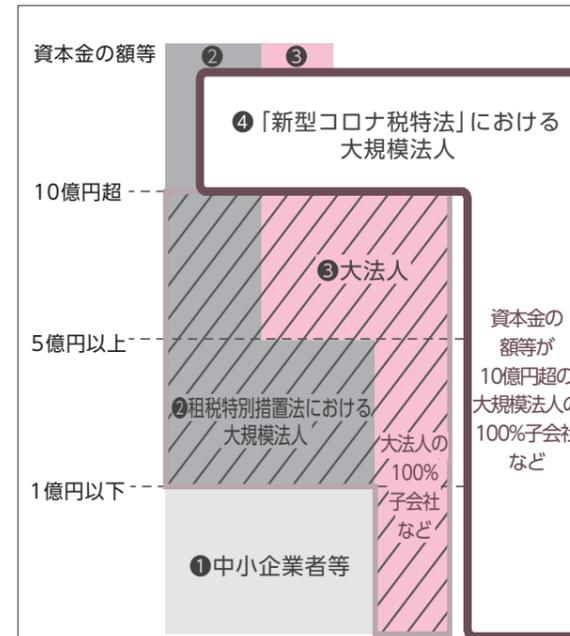
①該当する費用等

- ・ 飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損
- ・ 施設や設備等を消毒するために支出した費用
- ・ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用

②該当しない費用等

- ・ 客足が減少したことによる売上げ減少額
- ・ 休業期間中に支払う人件費
- ・ イベント等の中止により支払うキャンセル料、会場借上料、備品レンタル料

図1 青色・災害損失欠損金の繰戻し還付の対象となる法人の判定



(1) 青色欠損金の繰戻し還付（原則）の対象法人（表1:A）

→ ①である青色申告法人

(2) 災害損失欠損金の繰戻し還付の対象法人（表2）

→ ①②③すべての法人（青色申告以外の法人も含む）

(3) 「新型コロナウイルス税法」の対象法人（表1:B）

→ ④及び④の100%子会社などを除く青色申告法人（の部分）

4. 繰戻し還付額の計算

還付金額は、次の計算により算出します。

$$\text{還付金額} = \frac{\text{還付所得事業年度の法人税額}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}} \times \text{欠損事業年度の欠損金額}$$

*欠損金額は、法人が還付金額の計算の基礎として還付請求書に記載した金額が限度となり、また分母の金額が限度（次の事例参照）となります。

事例

- 前期（還付所得事業年度） 令和2年3月31日
- 前期所得金額 5,000,000円
- 前期法人税額 750,000円

- 当期（欠損事業年度） 令和3年3月31日
- 当期所得金額（欠損金） ▲8,000,000円

(1) 法人税の繰戻し還付額の計算

$$\begin{aligned} \text{還付金額} &= 750,000 \times \frac{5,000,000^*}{5,000,000} \\ &= 750,000\text{円} \end{aligned}$$

*欠損金額8,000,000円>前期所得金額5,000,000円
∴5,000,000円(分母の金額が限度)

(2) 地方法人税の還付額の計算

$$\text{法人税の還付額} = 750,000\text{円} \times 4.4\% = 33,000\text{円}$$

*地方法人税率

(3) 還付額合計 ((1)+(2)) = 783,000円

注意: 税務調査が伴う場合がある?

還付請求書の提出があった場合には、その請求の基礎となった欠損金額その他必要な事項について調査が行われることとなります。(法人税法第80条第6項)。この「調査」が税務署内で収まるものなのか、実際に訪問等が伴う税務調査が行われるのかは判りませんので注意が必要です

II テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

「中小企業経営強化税制」の対象設備について、テレワーク等のための設備（遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能とする設備）が追加され、これらの設備を取得した場合に、中小企業経営強化税制の適用を受けることができるようになりました。

● 「中小企業経営強化税制」とは

青色申告書を提出する中小企業者などが、指定期間*内に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした一定の規模の設備について、即時償却又は設備投資額の10%（資本金の額が3,000万円超の法人などは7%）の税額控除を受けることができる制度です。

経営力向上計画の策定及び申請にあたっては、「認定経営革新等支援機関」のサポートを受けることができます。

*指定期間…令和3年3月31日まで。ただし、令和3年度の税制改正により、令和5年3月31日までとなる予定です。

注意: 順序に注意!

中小企業経営強化税制の適用を受けるためには、【設備の取得前に】経済産業省への確認申請を行うことが必要となります。また、経営力向上計画についても、設備取得から60日以内という期限が設けられていますので、手続きや設備購入の順序については注意が必要です!